平成２４年（フ）第２６３号
盛岡市小鳥沢２丁目29番１号、開始決定時の住所盛岡市北松園３丁目19番５号
破産者　坂本三千代
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３８９号
仙台市泉区上谷刈字向原７番地の54　アネックスエリナ201
破産者　及川　哲英
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５４４号
仙台市泉区南光台１丁目６番14号　パティオス南光台201、従前の住所仙台市泉区南光台南１丁目14番30号
破産者　藤原　寛子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４２７号
秋田市八橋本町１丁目５番14号パークハウスタカダＢ１、前住所秋田市仁井田本町１丁目17番22号
破産者　佐々木佐武朗
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８５１号
埼玉県川口市大字芝5097番地の２　南浦和パークハイツ1018号室
破産者　小山　ゆみ（旧姓榊原）
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８６７号
埼玉県上尾市大字久保457番地59
破産者　若杉　春雄
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２６２８号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼１丁目23番６号
破産者　田中　洋行
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３００号
横浜市港南区日野南５丁目28番１号
破産者　柴田　庸夫
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６５１号
横浜市南区通町２丁目31番地　ＡＫビル３Ｆ
破産者　大貫　忠弘
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３８４号
神奈川県伊勢原市大住台３丁目10番地の26
破産者　石﨑　隆弘
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３８４号
新潟市東区新石山２丁目13番地１　市営住宅いちょう243
破産者　清水　直子
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７１号
長野県松本市両島18番10号
破産者　仲田よしみ（旧姓関）
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２４９号
静岡市駿河区中田本町４番１号
破産者　花村　清治
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０５３号
大阪府箕面市箕面６丁目５番１号、前住所大阪府箕面市百楽荘３丁目５番10―202号
破産者　瀬良石苔堂こと　瀬良　雅夫
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０８７号
大阪府高槻市萩谷月見台14番１号
破産者　津田　進一
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７１６号
大阪市住吉区帝塚山東１丁目６番７―202号
破産者　福島　康人
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７１８号
大阪市住吉区帝塚山東１丁目６番７―202号
破産者　福島　悦子
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２２号
大阪府豊能郡豊能町光風台６―26―１、開始決定時の住所大阪府豊能郡豊能町東ときわ台４丁目14番地の３
破産者　岩井　稔博
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部